

第28回 大阪市服務規律刷新プロジェクトチーム会議

資 料

	ページ
1 財政局にかかる不祥事案及び再発防止策について	1
2 懲戒処分の状況について	3
3 任命権者別重点取組の状況等について	5

財政局にかかる不祥事案及び再発防止策について

事案の概要

- 令和2年10月26日の毎日新聞夕刊記事掲載に先立つ9月28日以降10月9日までの間、複数の報道機関の求めに応じ、「地方交付税制度における基準財政需要額について、大阪市人口を単純に4等分した場合、人口段階補正係数のみを置き換えた場合の基準財政需要額へ与える影響額」を試算した理論上の数値を各報道機関へ情報提供した。
- その際、住民投票が差し迫った時期であることも踏まえれば、そのような理論値が公表された場合、住民投票にどのような影響が及ぶのかなど十分に考慮し、慎重に判断すべきであったところ、関係部署と連携することなく対応した。さらに、重要なものと認められる場合は、市長や副市長の決裁を受けなければならないにもかかわらず、市長や副市長に判断を仰がなかった。そして、結果として市民に誤解と混乱を生じさせた。
- また、毎日新聞の記事掲載にあたり、同新聞社から掲載前日の10月25日に草稿確認依頼があり、草稿を財政局内で組織共有し保有していたが、市議員からの情報提供依頼に際し、草稿の一部を公文書と認識しながら隠ぺいし、その後、廃棄した。

処分内容

- ・ 財政局長 減給 6 月
- ・ 財務部長 減給 3 月
- ・ 元財務課長 減給 3 月

再発防止策

次項参照

服務規律遵守の意識徹底に係る取組

今回の事案における服務上の課題

今回の事案において、

新聞社からの取材にあたり、記事となればどのような影響があるか考慮せず、関係部署との連携や上司への相談なしに情報提供するなど判断に過失があり、結果として専決規程に抵触したことと、また、市民の信用失墜を招いたこと（事務分掌範囲の認識誤り）（専決事項の認識誤り）

故意に公文書の適切な廃棄や保管を行わなかったこと（公文書管理等に関する規程違反）

➡ 事務分掌や専決、公文書管理事務の取扱いにおけるルールは定められていたものの、ルールを正しく理解し、それに従って事務を執行するという意識の徹底に課題があった。

取組内容(目的)	具 体 策
<ul style="list-style-type: none"> ・ルールを正しく理解し、それに従って事務を執行するという意識について職員への浸透を図る 	副市長から全所属長に対する訓示 各種媒体を通じて上記副市長訓示を職員に周知徹底
<ul style="list-style-type: none"> ・事務分掌、事務専決、公文書作成・管理等の事務処理について条例等で定められたルールの内容の理解習熟を図る 	その内容について庁内ポータル等の各種媒体を通じて職員にわかりやすく周知

日々の業務の中で常に透明性を確保し説明責任を果たしていくという意識を持つことが重要であり、市民や社会の要請に応えていくことに繋がる。

➡ その根底にあるのがコンプライアンス意識。

コンプライアンス意識徹底の取組

取組内容(目的)	具 体 策
<ul style="list-style-type: none"> ・透明性の確保、説明責任を果たしていくことの意味とその内容について改めて職員の認識・理解を図る 	「コンプライアンスニュース」や「eラーニング研修」等を活用し、また公益通報事案など具体的なケース事例も交えながら職員に周知

事 案	件数計	所 属 別		職 種 別							
		市長部局等	学校園	1・3号				2号	消防 吏員	教員等	
				課長 以上	課長 代理	係長	係員				
一般服務 関 係	喫煙	4	2	2				2			2
	マイカー通勤	0									
	個人情報関係	1	1					1			
	不適正事務	4	4				1	3			
	手当の不正受給	1		1							1
	虚偽の届出・虚偽の報告	0									
	職務専念義務違反 職務命令違反(事務懈怠等)	8	6	2	3		1	2			2
	教職員による児童生徒への非違行為	13		13							13
	セクシュアル・ハラスメント	1	1				1				
	収賄等	0									
	管理監督責任	0									
	その他	4		4					4		
合計	36	14	22	3	0	3	8	4	0	18	
一般非行 関 係	わいせつ行為(のぞき、盗撮、痴漢等)	4	2	2				2			2
	傷害・暴行・器物損壊	3	2	1			1	1			1
	横領・窃盗等	1	1					1			
	賭博	0									
	薬物・大麻の使用	0									
	その他	0									
	合計	8	5	3	0	0	1	4	0	0	3
交通法規 関 係	飲酒運転関係	0									
	交通法規違反 交通事故	2	2						2		
	合計	2	2	0	0	0	0	0	2	0	0
総 計		46	21	25	3	0	4	12	6	0	21

前年度同時期の事案別懲戒処分との比較

(単位:件数)

事 案	今年度(令和2年4月～令和2年12月)			前年度(平成31年4月～平成元年12月)			昨年度同時期との比較	
	件数計	所 属 別		件数計	所 属 別			
		市長部局等	学校園		市長部局等	学校園		
一般服務 関 係	喫煙	4	2	2	2		2	
	マイカー通勤	0			3	3		3
	個人情報関係	1	1		1	1		0
	不適正事務	4	4		3	3		1
	手当の不正受給	1		1	1		1	0
	虚偽の届出・虚偽の報告	0			1	1		1
	職務専念義務違反 職務命令違反(事務懈怠等)	8	6	2	3	3		5
	教職員による児童生徒への非違行為	13		13	12		12	1
	セクシュアル・ハラスメント	1	1		3	1	2	2
	収賄等	0			3	3		3
	管理監督責任	0			2	1	1	2
	その他	4		4	4	1	3	0
	合計	36	14	22	38	19	19	2
一般非行 関 係	わいせつ行為(のぞき、盗撮、痴漢等)	4	2	2	4	2	2	0
	傷害・暴行・器物損壊	3	2	1	2	2		1
	横領・窃盗等	1	1		1	1		0
	賭博	0			0			0
	薬物・大麻の使用	0			0			0
	その他	0			1	1		1
	合計	8	5	3	8	6	2	0
交通法規 関 係	飲酒運転関係	0			1	1		1
	交通法規違反 交通事故	2	2		2	2		0
	合計	2	2	0	3	3	0	1
総 計		46	21	25	49	28	21	3

【任命権者別の重点取組の状況等について】

重点取組期間：令和2年6月～令和3年3月

重点取組事案

市長部局等 飲酒時の非違行為（傷害・わいせつ行為等）
不適正事務

学校園 教職員による児童生徒に対する非違行為（体罰・わいせつ行為等）
飲酒時の非違行為（傷害・わいせつ行為等）

< 任命権者別の重点取組項目の処分状況（令和2年4月～令和2年12月） >

任命権者	処分件数 全体	重点取組	重点取組
市長部局等	21件	3件（5件）	4件（3件）
学校園	25件	13件（12件）	1件（2件）
合計	46件		

（ ）内は前年度同時期の件数

重点取組にかかると組内容

取組期間：令和2年6月～12月までの間

服務研修資料に重点取組事案を追加し、さらなる充実を図った。

- ・ 服務研修（課長・課長代理級）（10月～11月実施）
- ・ 新任業務主任研修（11月実施）
- ・ 中堅職員研修（10月～12月実施）
- ・ 職場服務研修（係長級以下）（10～11月実施）

飲酒の機会が多くなる夏季、年末年始の時期に、通知を發出し、繰り返し注意喚起を行い、綱紀保持の徹底を図るとともに、啓発活動を行った。

【学校園】

服務監察だより及び服務研修による重点取組項目の周知を行った。

懲戒処分公表の際に学校園へ通知を発出し、事案の再発防止に努めた。

新任校園長の在籍する校園等への巡回監察を実施した。

飲酒の機会が多くなる夏季、年末年始の時期に、通知を発出し、繰り返し注意喚起を行い、綱紀保持の徹底を図るとともに、啓発活動を行った。